

京都市訓令甲第 15 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月30日

京都市長 門 川 大 作

第2条第7号中「, 京都市京北病院」を削る。

附 則

この訓令は, 平成23年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)